

第3期玉村町障害福祉計画

平成24年3月

玉 村 町

目 次

ページ

1 計画の基本的事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 計画の基本理念	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 障害者自立支援法に基づくサービス事業体系	・ ・ ・ ・ ・ 2
4 平成26年度の目標値の設定	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	
(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行	
(3) 就労移行支援事業の利用者数	
(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	
(5) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	
5 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 訪問系サービス	
(2) 短期入所	
(3) 日中活動系サービス	
(4) 居住系サービス	
6 地域生活支援事業の実施に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 10
(1) 必要な量の見込み	
(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方	
(3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策	
7 地域自立支援協議会について	・ ・ ・ ・ ・ 15
(1) 地域自立支援協議会の役割	
(2) 専門部会の設置	
(3) 虐待防止への取り組み	
8 計画推進のために	・ ・ ・ ・ ・ 16
(1) 推進体制の確立	
(2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供	
(3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用	
(4) サービスの質の確保	
(5) 計画達成状況の点検及び評価	

1 計画の基本的事項

「障害福祉計画」は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、策定が義務付けられました。

この計画は、国の基本指針に即して、本町の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の必要な見込み量と確保策を定める計画です。本町では、平成6年度に「玉村町障害福祉計画（平成6年度～平成12年度）」、平成14年度に「第2次玉村町障害者福祉計画（平成15年度～平成19年度）」、平成20年度に「第3次玉村町障害福祉計画（平成21年度～平成25年度）」、第2期玉村町障害福祉計画（平成21年～平成23年度）」を策定し障害福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んで来ました。

第3期障害福祉計画は、障害者自立支援法施行6年経過にともなう抜本的な制度の見直しや、国で検討中の障害者総合福祉法（仮称）を見据えながら、平成26年度の目標に至る中間段階として位置づけられる第2期計画の実施状況を踏まえて平成24年度から平成26年度までを期間とし策定します。

2 計画の基本理念

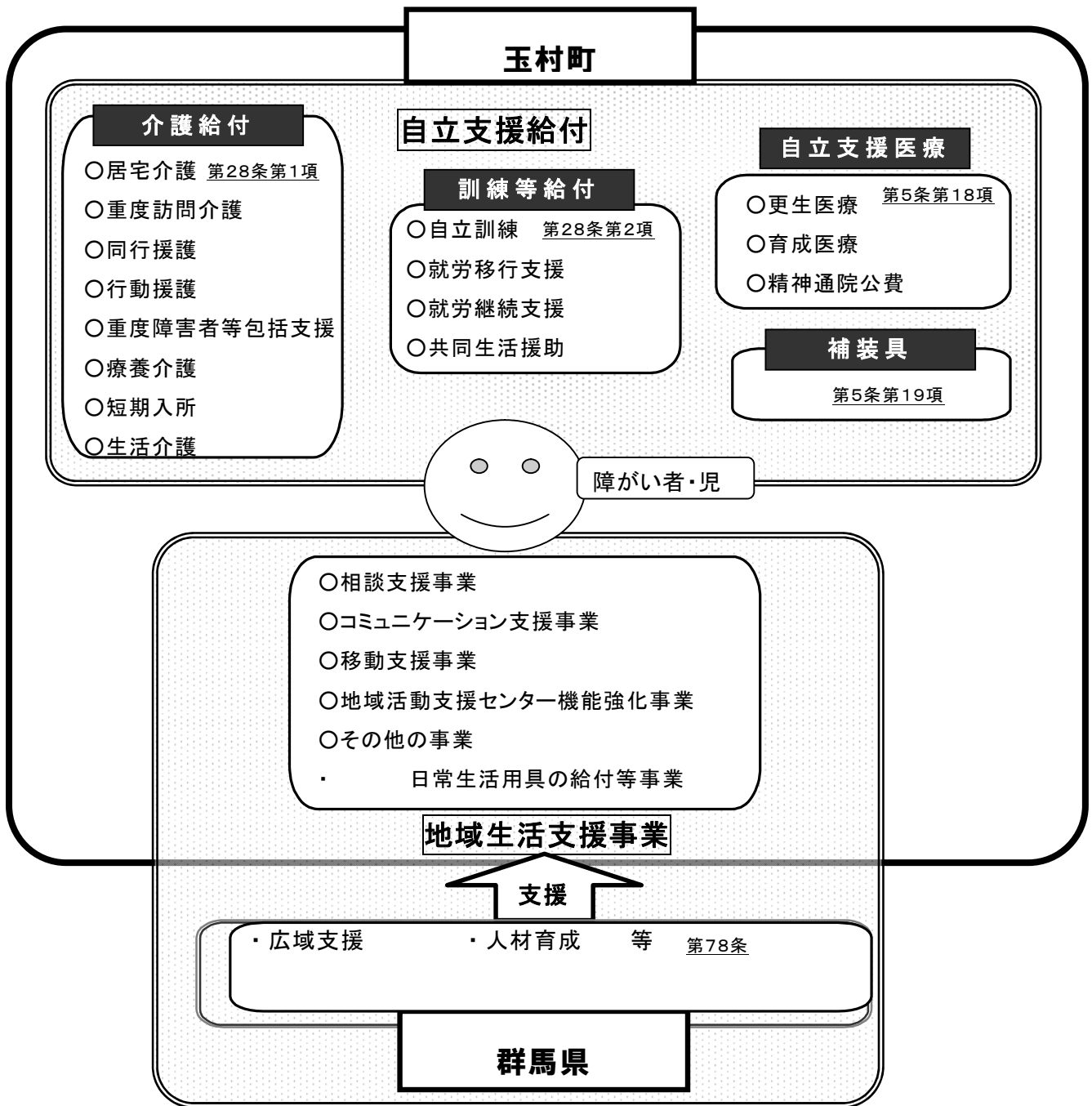
全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の定める基本方針に即して作成しています。また、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次に掲げる「基本的考え方」に基づいて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

【基本的考え方】

- 1 障がい者の自己決定と自己選択を支援し、本人の意思を尊重
- 2 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 3 全ての障がい者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される地域社会の実現

3 障害者自立支援法に基づくサービス事業体系



サービスの給付体系については、介護給付、訓練等給付、自立支援医療からなる「自立支援給付」、そして、地域での生活を支えるために、地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」となっています。

4 平成26年度の目標値の設定

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の指針に基づく考え方は、「平成17年10月1日を基準時点、平成26年度末を終了時点として、3割以上が地域移行、1割以上入所者数の削減を基本として、第1期、第2期計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当」としています。本町においては、平成18年度から22年度の5年間で4人減少しています。本計画期間においては、地域移行者7人を目指し、相談支援機能の強化を図るとともに、グループホームやケアホームのサービス基盤の充実を進めていきます。

項目	数値	考え方
入所者数(A)	36人	平成17年10月1日の数値です
平成26年度入所者数(B)	34人	平成26年度末時点の利用人員を見込んでいます
【目標値】削減見込(A-B)	2人 (5.6%)	差引減見込数
【目標値】地域生活移行者数	7人	施設入所からGH・CH等へ移行した者の数

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

第2期計画においては、福祉施設から一般就労への移行の目標を年間2人としていた中で、平成22年度においては4人が移行しています。国の指針では、「平成17年度の移行実績の4倍以上を基本に、第1期、第2期計画の実績や地域の実情を踏まえて設定することが適当」としています。本町においては、過去の実績等を踏まえ、目標値(3人)とします。福祉施設から一般就労への移行に向けて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、福祉施設等関係機関との連携を強化し、目標達成に向けた支援を行っていきます。

また、地域自立支援協議会では、就労支援部会の設置を検討し、関係機関との連携のみならず、一般就労に向けた地域全体での支援体制の充実を図っています。

項目	数値	考え方	
平成17年度の一般就労移行者数	2人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績 ※平成23年度は12月末現在	
現在の年間一般就労移行者数	平成21年度		4人
	平成22年度		4人
	平成23年度		4人
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込数	

(3) 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本とする国の指針が示されていますが、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて下記のとおり目標値を設定します。

※福祉施設とは生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）をいいます。

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数（見込み）	108人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の見込み数
【目標値】 平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	8人 (7.4%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の見込み数

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とする国の指針が示されていますが、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて下記のとおり目標値を設定します。

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（見込み）（A）	1人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の見込み数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数（見込み）	32人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の見込み数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数（見込み）（B）	33人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の見込み数
【目標値】 平成26年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）/（B）	3.0%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の見込み割合

(5) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

第2期計画において、精神障がい者のうち、受入れ条件が整えば退院可能な方についての数値目標を設定しましたが、第3期計画においては、都道府県が設定することになりました。そのため、群馬県と連携を図りながら、地域生活への移行を支援します。

5 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策

障がい者が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力に応じた活動を保障するために、障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込量を設定するとともに、その必要量の確保に努めます。

【見込量の単位について】

サービス見込み量は、サービスごとの各年度末における1か月当たりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

「人/月」 月間の実利用者数

「時間/月」 月間の延べサービス提供時間

「人日/月」 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で算出される延べサービス量

(例えば10人が1か月に平均して20日利用する場合、200人日/月となります。)

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み

居宅介護、行動援護などの訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。また、これらのサービスは、家族と共に暮らし続けたいと願う障がい者にとっては、家族の機能を補完する本人支援のサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

利用実績から、地域生活への移行が進むにつれて利用の増加が予測できます。なお、重度障害者等包括支援は、第2期においても利用実績がなかったため、利用量は見込まないこととしました。ただし、サービスの利用を制限するものではありません。

また、平成23年10月より同行援護が新たなサービスに加わりましたので、平成24年度以降の見込み量を計画しました。

(第2期計画と平成23年度までの利用実績)

サービスの名称			平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護)	時間/月	計画	1,102	1,185	1,324
		実績	1,233	1,314	1,559

※平成21、22年度は3月利用実績。平成23年度は9月の利用実績。

(平成 26 年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	実利用者数	人/月	38	39	41
	サービス量	時間/月	900	950	990
重度訪問介護	実利用者数	人/月	4	4	4
	サービス量	時間/月	740	760	780
行動援護	実利用者数	人/月	0	1	1
	サービス量	時間/月	0	10	20
同行援護	実利用者数	人/月	3	3	4
	サービス量	時間/月	70	70	90
訪問系サービス合計	実利用者数	人/月	45	47	50
	サービス量	時間/月	1,710	1,790	1,880

② 見込量確保のための方策

相談支援事業の有効活用を促進し、サービス提供事業者との連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供をめざします。また、新たに加わった同行援護サービスを提供できる事業所の確保も目指します。

同時に、訪問系サービスについては今後も増加が見込まれるので、利用量を確保するために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者働きかけます。

(2) 短期入所

① 必要な量の見込み

居宅で介護をする人の疾病その他の理由により、障がい者が一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

介護をする人の休息、緊急的な利用を想定しており、第2期の実績をもとに見込みました。

(第2期計画と平成23年度までの利用実績)

サービスの名称			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	人日/月	計画	12	16	16
		実績	16	9	7

※平成 21、22 年度は 3 月利用実績。平成 23 年度は 9 月の利用実績。

(平成 26 年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	実利用者数	人/月	4	5	6
	サービス量	人日/月	16	20	24

② 見込量確保のための方策

緊急時のニーズが高いサービスと考えられます。町内に実施可能な施設はなく、緊急時のニーズに対応できるようサービス提供事業者との連携を強化し、安定したサービス提供体制を整えます。

(3) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み

日中活動系サービスとは、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。平成 24 年 3 月 31 日を期限に、旧体系サービスは新体系サービスへと移行されます。

また、児童デイサービスは平成 24 年度から児童福祉法の児童発達支援事業及び放課後等デイサービスに制度が改正されることから、平成 24 年度以降の見込みを行いませんでした。

(第 2 期計画と平成 23 年度までの利用実績)

サービスの名称			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	人日/月	計画	560	680	1,160
		実績	505	580	1,113
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	計画	22	22	22
		実績	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	計画	44	66	88
		実績	0	0	0
就労移行支援	人日/月	計画	242	242	308
		実績	151	107	111
就労継続支援 (A型)	人日/月	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
就労継続支援 (B型)	人日/月	計画	360	560	640
		実績	441	329	440
児童デイサービス	人日/月	計画	45	45	45
		実績	28	179	248
療養介護	人/月	計画	0	0	1
		実績	0	0	0

※平成 21、22 年度は 3 月利用実績。平成 23 年度は 9 月の利用実績。

(平成 26 年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	実利用者数	人/月	61	63	65
	サービス量	人日/月	1,220	1,260	1,300
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	1	1	1
	サービス量	人日/月	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	0	1	1
	サービス量	人日/月	0	20	20
就労移行支援	実利用者数	人/月	7	8	8
	サービス量	人日/月	140	160	160
就労継続支援 (A型)	実利用者数	人/月	0	0	1
	サービス量	人日/月	0	0	20
就労継続支援 (B型)	実利用者数	人/月	28	30	32
	サービス量	人日/月	560	600	640
療養介護	実利用者数	人/月	2	2	2

② 見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせる必要のあるサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となります。町内の2施設での利用者数が大幅に増加しており、町内在住でも施設がいっぱいで利用するのが難しい状況にあります。そのため、町内においてサービス量の確保が困難なサービスにあっては、広域的な連携のもと利用者のニーズに適したサービス提供をめざし又、日中活動サービスは、障がい者の日中の居場所を確保する事業であり、自立した地域生活を送るためには欠くことのできない事業です。玉村町の障害福祉政策においても重要な柱となる事業と考えており、町内へ日中活動系の事業所の設置を目指します。

(4) 居住系サービス

① 必要な量の見込み

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤や日中活動系サービスなどを利用して利用しています。

このサービスは障がい者の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤整備です。

(第2期計画と平成23年度までの利用実績)

サービスの名称			平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	計画	15	17	20
		実績	16	17	17
施設入所支援	人/月	計画	6	11	35
		実績	6	9	31
宿泊型自立訓練	人/月	計画	0	0	1
		実績	0	0	0

※平成21、22年度は3月利用実績。平成23年度は9月利用実績。

(平成26年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人/月	10	11	11
共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数	人/月	8	8	9
施設入所支援	実利用者数	人/月	32	33	34
宿泊型自立訓練	実利用者数	人/月	1	1	1

② 見込量確保のための方策

施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活介護(ケアホーム)や共同生活援助(グループホーム)は、今後も重要な役割を担うサービスであります。玉村町では共同生活援助事業所がなく、共同生活介護事業所1カ所と事業所が不足しており、広域での調整を図りながら早期に町内に設置することが重要となります。

また、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、必要な入所施設の支援に努めます。

6 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、とくに日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「その他事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 必要な量の見込み

(平成 23 年度までの利用実績)

サービスの名称			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業	相談支援事業	か所	1	1	1
	地域自立支援協議会		実施	実施	実施
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業		実施	実施	実施
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	35	47	41
日常生活用具給付等事業		件/年	464	425	480
移動支援事業		人/月	17	21	24
		時間/月	211	220	220
地域活動支援センター事業	町内実利用者	人/月	8	9	10
	町外実利用者	人/月	4	6	7
日中一時支援事業 (実利用者数)	日帰りショート事業	人/月	3	2	3
	心身障害児集団活動・訓練等事業	人/月	15	0	0
	登録介護者事業	人/月	2	1	2
	サービスステーション事業	人/月	18	11	8
訪問入浴サービス事業		人/月	3	3	3
知的障害者職親委託事業		人/年	0	0	0
点字・声の広報等発行事業			実施	実施	実施
自動車改造費補助事業		人/年	1	2	1

※平成 21、22 年度は利用実績。平成 23 年度は9月の利用実績及び年間の見込み値

(平成 26 年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
相談支援事業	相談支援事業	か所	2	2	3	
	基幹相談支援センターの設置		実施	実施	実施	
	住宅入居等支援事業		実施	実施	実施	
	地域自立支援協議会		実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業			実施	実施	実施	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	
	手話通訳者・要約筆記記者派遣事業	件/年	45	46	47	
日常生活用具給付事業	合計		件/年	500	520	540
	介護・訓練支援用具	件/年	1	2	2	
	自立生活支援用具	件/年	3	3	3	
	在宅療養等支援用具	件/年	3	4	5	
	情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	3	
	排泄管理支援用具	件/年	489	507	524	
	居宅生活活動補助用具	件/年	2	2	3	
移動支援事業		人/月	27	29	31	
		時間/月	230	245	260	
地域活動支援センター事業	町内利用者	人/月	10	10	10	
	町外利用者	人/月	7	7	8	
日中一時支援事業	日帰りショート事業	人/月	4	4	5	
	登録介護者事業	人/月	2	2	2	
	サービスステーション事業	人/月	8	8	8	
訪問入浴サービス事業		人/月	2	2	3	
知的障害者職親委託事業		人/年	0	0	1	
点字・声の広報等発行事業			実施	実施	実施	
自動車改造費補助事業		人/年	1	1	1	

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

① 相談支援事業（必須事業）

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行います。平成24年4月より相談支援体制の見直しが行われ、支援体制の強化が図られます。具体的には、以下の3つ内容で構成されます。

1 一般的な相談支援

従来 of 相談支援事業であり、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のための必要な相談支援事業を行います。

また、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を実施する基幹相談支援センターを設置し、成年後見制度利用支援事業を行います。

2 計画相談支援

障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

具体的には、サービス利用計画・障害児支援利用計画等を作成し、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行います。

3 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

・地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者に住所の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

・地域定着支援

居宅において単身や同居の家族による支援を受けられない人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

計画相談支援と地域相談支援に関して、現状から利用人数を推計し、それぞれ利用人数を見込みました。

種 類			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	5	12	20
	実利用者数	人/年	58	145	232
地域移行支援	実利用者数	人/月	1	2	2
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	0	1

② コミュニケーション支援事業（必須事業）

聴覚、音声言語機能、視覚その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の配置、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を行います。

本町においては、コミュニケーションプラザに手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託し、事業を実施していますが、今後も利用件数の増加が見込まれることから、平成26年度の計画値を47件/年に決めました。

③ 日常生活用具給付事業（必須事業）

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

この事業の需要は、ストマ用装具などの排せつ管理支援用具が日常生活用具として取扱いになったことから大幅に増加し、今後もさらに増加が見込まれることから、平成26年度の計画値を540件/年に決めます。

④ 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援するものです。

この事業は社会参加の増加に伴い、利用者数及びサービス提供量が増加していることから、障がい者の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。

移動支援事業の情報提供の充実やサービス提供を行う事業者を確保するなど、より利用しやすい制度としていきます。

⑤ 地域活動支援センター事業（必須事業）

障がい者に地域での実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行うものです。

地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障がい者等にとって、社会参加のきっかけとなる事業でもあり、柔軟なサービス提供によって多様なニーズに対応することが可能なことから、障害福祉サービスと効果的に組み合わせることにより、障がい者等の日中活動における支援の全体的な体系の構築を図ります。

今後は事業所等と連携し、人材の確保等提供体制の整備や情報提供等の支援を行い、サービスの充実を図ります。

⑥ その他の事業（任意事業）

本町では、その他任意事業として、障がい者等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とする「日中一時支援事業」、在宅での入浴が困難な人への支援として「訪問入浴事業」、点字の広報を発行する「点字・声の広報等発行事業」、知的障がいのある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う「知的障害者職親委託事業」及び障がい者等の社会参加を促進する社会参加促進事業の「自動車運転免許取得・改造助成事業」を今後も実施していきます。

（３） 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障がい者が、地域で自立した日常生活を送ることや生きがいを感じながら生活していくには、国が実施しているサービスだけでは限界があります。それを補うためにも、市町村事業である地域生活支援事業を充実していかなければなりません。しかしながら、移動支援などのサービス提供事業者が少ない、日中一時支援事業が不足しているといった課題は未だ解消されていません。こらからも社会のニーズに合った事業所を増やしていくことが重要であります。また、現在サービス提供をしているすべての事業所において支援の担い手であるヘルパー不足が深刻な状況です。町内に1つでも事業所が増えていくよう国県などへ人材不足解消の働きかけや、地域の事業所への支援を行います。

また、サービスの提供が行き届いていれば、障がい者すべてが地域にとけ込むというものではありません。実現するには地域の人たちの理解と協力が必要となってきます。

7 地域自立支援協議会について

(1) 地域自立支援協議会の役割

地域自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

また、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、保健センター、精神科病院、入所施設、保健福祉事務所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域社会資源の開発等の役割を担っています。

(2) 専門部会の設置

地域自立支援協議会は、障害者自立支援法の一部改正や障害者虐待防止法を踏まえ、以下の役割の強化が必要です。

- ① サービス等利用計画の質の向上を図る役割
- ② 地域移行のネットワークや資源開発の役割
- ③ 地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割

これらの役割を担うため地域の実情に応じた専門部会の設置を目指します。

(3) 虐待防止への取り組み

障害者虐待防止法の成立をふまえ、地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化がさらに必要となります。障がい者等に対する虐待の未然の防止はもとより、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や、再発の防止等に取り組みます。

8 計画推進のために

(1) 推進体制の確立

地域自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

(2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。また、障害福祉計画の周知を図り、策定または変更する場合には、できる限り住民の意見を反映するよう努めます。

(3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(4) サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、町と契約を締結した事業者がサービス提供者となりますが、苦情処理体制を整備するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、群馬県との連携を図り、質の確保に努めます。

(5) 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行い、結果に基づいて必要な対策を実施します。

編集・発行 玉村町役場 健康福祉課
〒370-1192
群馬県佐波郡玉村町大字下新田201
TEL (0270) 65-2511 (代表)
FAX (0270) 65-2592
URL <http://www.town.tamamura.lg.jp/>